

重要事項説明書



社会福祉法人六親福祉会
特別養護老人ホームあしはらの園

当施設はご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◆◆目次◆◆

- 1 施設経営法人
- 2 ご利用施設
- 3 居室の概要
- 4 職員の配置状況
- 5 当施設が提供するサービスと利用料金
- 6 施設を退所していただく場合（契約の終了について）
- 7 残置物引取人
- 8 虐待防止措置
- 9 事故発生の防止及び発生時の対応
- 10 苦情の受付について
- 11 第三者評価の実施状況について

1 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 六親福祉会
(2) 法人所在地 佐賀県小城市芦刈町三王崎 1523 番地
(3) 電話番号 0952-51-5033
(4) 代表者氏名 理事長 原野 裕子
(5) 設立年月 平成 14 年 4 月 5 日
(6) 法人理念 私たちは地域とともに暮らし、地域に信頼され、地域に満足される社会福祉法人を目指します。

2 ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
令和 3 年 5 月 8 日指定更新
佐賀県 4171300108 号
(2) 施設の目的 自立した日常生活を営むことができることを目指し、12～13 名を一つのグループとしたユニット方式で、きめ細やかな介護を提供します。常に人格を尊重し、その方の立場に立ってサービスを提供いたします。
(3) 施設の名称 特別養護老人ホームあしはらの園
(4) 施設の所在地 佐賀県小城市芦刈町三王崎 1523 番地
(5) 電話番号 0952-51-5033
(6) 施設長 原野 裕子
(7) 品質方針 常にご利用者の権利を尊重し、そのニーズにあったサービスを誠実に提供し、ご利用者の満足度を高めます。
(8) 業務基本方針 私たちは、6S を徹底します。
整理・整頓・清掃・清潔・躰・作法
(9) 開設年月 平成 15 年 5 月 8 日
(10) 入所定員 54 人

3 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
個室（従来型個室）	22 室	・洗面台・TV 配線有
4 人部屋（多床室）	8 室	・洗面台・TV 配線有
静養室（個室）	1 室	
合 計	31 室	
食堂	5 室	・IH クッキングヒーター、テレビ、冷蔵庫他
機能訓練室	1 室	[主な設置機器] 歩行練習用平行棒・歩行練習用階段 姿勢矯正鏡・交互牽引滑車運動器 湿性ホットパック・ウォーターマッサー器
浴室	3 室	・機械浴（座位） 1 機 ・機械浴（臥位） 1 機 ・大浴槽 1 槽 ・個浴槽（1 人用） 4 槽
医務室	1 室	[主な設置機器]心電図、AED 他

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者及びご家族様等から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室等に関する特記事項

トイレはユニットごとに3カ所あります。

4 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

令和6年6月1日現在

職 種	配 置 数
1 施設長（管理者）	1 名
2 介護職員	15 名
3 生活相談員	1 名
4 看護職員	3 名
5 機能訓練指導員	1 名
6 介護支援専門員	1 名
7 医師	（嘱託）1 名
8 管理栄養士	1 名

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤 務 体 制
1 医師（嘱託医）	毎週土曜日 16：00～17：30 ※都合により曜日時間の変更あり
2 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出： 7：00～16：00 2 名 日勤： 9：00～18：00 2 名 遅出： 10：00～19：00 1 名 夜勤： 17：00～ 9：00 2 名
3 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出： 8：00～17：00 1 名 日勤： 8：30～17：30 1 名 日勤： 9：30～18：30 1 名
4 機能訓練指導員	週5日間の配置人員 日勤： 8：30～17：30 1 名

※当事業所は、8時間勤務及び9時間勤務者がおり、上記は8時間勤務者の場合になります。

5 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

- (1) 介護保険の給付対象となるサービス＊（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 食事

- ・ 当施設では、管理栄養士（栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して各ユニットの食堂にて食事をとっていただくことを原則としていますが、ご希望の場所で食事をしていただくこともできます。

（食事時間）

朝食：8：00～ 昼食：12：00～ 夕食：17：30～

② 入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回行います。
- ・ 寝たきりの方でも、機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ 口腔ケア

- ・ 食後に歯磨きやうがいなど、状態に応じた口腔ケアを行います。

⑦ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

＜介護給付によるサービスと利用料金（1日あたり）＞（契約書第3条、6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額（9割、8割、7割）を除いた金額の自己負担額（1割、2割、3割）と食費及び居住費の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

○ 4人部屋

1. ご契約者の要介護度と介護福祉施設サービス費		要介護度 1 5,890 円	要介護度 2 6,590 円	要介護度 3 7,320 円	要介護度 4 8,200 円	要介護度 5 8,710 円
2. うち、介護保険から給付される金額	1 割	5,301 円	5,931 円	6,588 円	7,380 円	7,839 円
	2 割	4,712 円	5,272 円	5,856 円	6,560 円	6,968 円
	3 割	4,123 円	4,613 円	5,124 円	5,740 円	6,097 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	1 割	589 円	659 円	732 円	820 円	871 円
	2 割	1,178 円	1,318 円	1,467 円	1,640 円	1,742 円
	3 割	1,767 円	1,977 円	2,196 円	2,460 円	2,613 円
4. 居室に係る自己負担額		855 円				
5. 食事に係る自己負担額		1,445 円				
6. 自己負担額合計 （3＋4＋5）	1 割	2,889 円	2,959 円	3,032 円	3,120 円	3,171 円
	2 割	3,478 円	3,618 円	3,764 円	3,940 円	4,042 円
	3 割	4,067 円	4,277 円	4,496 円	4,760 円	4,913 円

○ 1 人部屋

1. ご契約者の要介護度と介護福祉施設サービス費		要介護度 1 5,890 円	要介護度 2 6,590 円	要介護度 3 7,320 円	要介護度 4 8,200 円	要介護度 5 8,710 円
2. うち、介護保険から給付される金額	1 割	5,301 円	5,931 円	6,588 円	7,380 円	7,839 円
	2 割	4,712 円	5,272 円	5,856 円	6,560 円	6,968 円
	3 割	4,123 円	4,613 円	5,124 円	5,740 円	6,097 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	1 割	589 円	659 円	732 円	820 円	871 円
	2 割	1,178 円	1,318 円	1,467 円	1,640 円	1,742 円
	3 割	1,767 円	1,977 円	2,196 円	2,460 円	2,613 円
4. 居室に係る自己負担額		1,171 円				
5. 食事に係る自己負担額		1,445 円				
6. 自己負担額合計 （3＋4＋5）	1 割	3,203 円	3,273 円	3,346 円	3,434 円	3,485 円
	2 割	3,792 円	3,932 円	4,078 円	4,254 円	4,356 円
	3 割	4,381 円	4,591 円	4,810 円	4,074 円	5,227 円

各種加算 下記加算について状況に応じて算定していきます。

☆看護体制加算Ⅰ（口） 40 円/日

- ・常勤の看護師（正看護師）を 1 名以上配置していること。

(1 割) 保険給付 36 円/日	：	自己負担 4 円/日
(2 割) 保険給付 32 円/日	：	自己負担 8 円/日
(3 割) 保険給付 28 円/日	：	自己負担 12 円/日

☆看護体制加算Ⅱ（口） 80 円/日

- ・看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が 25 又はその端数を増すごとに 1 以上であり、かつ、基準に定める看護職員の数に 1 を加えた数以上であること。
- ・事業所の看護職員または、病院、診療所、訪問看護ステーションの看護職員の連携により、24 時間連絡できる体制を確保していること。

(1 割) 保険給付 72 円/日	：	自己負担 8 円/日
(2 割) 保険給付 64 円/日	：	自己負担 16 円/日
(3 割) 保険給付 56 円/日	：	自己負担 24 円/日

☆日常生活継続支援加算 360 円/日

- ・次のいずれかに該当すること。

1. 算定日の属する月の前 6 月間又は前 12 月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護 4 又は要介護 5 の者の占める割合が 70% 以上であること。
2. 算定日の属する月の前 6 月間又は前 12 月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が 65%以上であること。
3. 算定日の属する月の前 3 月間社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第一条各号に掲げる行為（痰の吸引等）を必要とする者の占める割合が入所者の 15%以上であること。

(1 割) 保険給付 324 円/日	：	自己負担 36 円/日
(2 割) 保険給付 288 円/日	：	自己負担 72 円/日
(3 割) 保険給付 252 円/日	：	自己負担 108 円/日

☆栄養マネジメント強化加算 110 円/日

- ・低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察（ミールラウンド）を週 3 回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること。
- ・低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること。
- ・入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。（LIFE へのデータ提出とフィードバックの活用）

(1 割) 保険給付 99 円/日 : 自己負担 11 円/日

(2 割) 保険給付 88 円/日 : 自己負担 22 円/日

(3 割) 保険給付 77 円/日 : 自己負担 33 円/日

☆夜勤職員配置加算 130 円/日

- ・夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準の介護職員又は看護職員の数に 1 を加えた数以上であること。

(1 割) 保険給付 117 円/日 : 自己負担 13 円/日

(2 割) 保険給付 114 円/日 : 自己負担 26 円/日

(3 割) 保険給付 101 円/日 : 自己負担 39 円/日

☆個別機能訓練加算Ⅰ 120 円/日

- ・ご契約者ごとに個別機能訓練計画を作成し計画的に個別機能訓練を行っている場合

(1 割) 保険給付 108 円/日 : 自己負担 12 円/日

(2 割) 保険給付 96 円/日 : 自己負担 24 円/日

(3 割) 保険給付 84 円/日 : 自己負担 36 円/日

☆個別機能訓練加算Ⅱ 200 円/月

- ・当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。（LIFE へのデータ提出とフィードバックの活用）

(1 割) 保険給付 180 円/月 : 自己負担 20 円/月

(2 割) 保険給付 160 円/月 : 自己負担 40 円/月

(3 割) 保険給付 140 円/月 : 自己負担 60 円/月

☆準ユニットケア加算 50 円/日（多床室を利用されている方のみ）

- ・12 人を基準とするユニットにおいてケアを行っていること。
- ・プライバシーの確保に配慮した個室的なしつらえを整備し、準ユニットごとに利用できる共同生活室を設けていること。

(1 割) 保険給付 50 円/日 : 自己負担 5 円/日

(2 割) 保険給付 40 円/日 : 自己負担 10 円/日

(3 割) 保険給付 35 円/日 : 自己負担 15 円/日

☆科学的介護推進体制加算Ⅱ 500 円/月

- ・入所者ごとの心身、疾病の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。（LIFE へのデータ提出とフィードバックの活用）

(1 割) 保険給付 450 円/月 : 自己負担 50 円/月

(2 割) 保険給付 400 円/月 : 自己負担 100 円/月

(3 割) 保険給付 350 円/月 : 自己負担 150 円/月

☆療養食加算 60 円/回（1 日 3 食を限度）

- ・ご契約者の病状に応じて、主治医よりご契約者に対し疾患治療の直接手段として指示を受け希望なされた場合

(1 割) 保険給付 54 円/回	:	自己負担 6 円/回
(2 割) 保険給付 48 円/回	:	自己負担 12 円/回
(3 割) 保険給付 42 円/回	:	自己負担 18 円/回

☆初期加算 300 円/日（入所日から 30 日以内の期間）

(1 割) 保険給付 270 円/日	:	自己負担 30 円/日
(2 割) 保険給付 240 円/日	:	自己負担 60 円/日
(3 割) 保険給付 210 円/日	:	自己負担 90 円/日

☆協力医療機関連携加算 1000 円/月

- ・相談、診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合

(1 割) 保険給付 900 円/月	:	自己負担 100 円/月
(2 割) 保険給付 800 円/月	:	自己負担 200 円/月
(3 割) 保険給付 700 円/月	:	自己負担 300 円/月

☆生産性向上推進体制加算Ⅱ 100 円/月

- ・介護ロボットや ICT 等の導入により、介護サービスの質を確保するとともに、職員の負担軽減に資する生産性の取り組みを行っている場合

(1 割) 保険給付 90 円/月	:	自己負担 10 円/月
(2 割) 保険給付 80 円/月	:	自己負担 20 円/月
(3 割) 保険給付 70 円/月	:	自己負担 30 円/月

☆退所時栄養情報連携加算 700 円/回

- ・退所時（入院時）に医療機関へ栄養に関する情報提供を行う場合

(1 割) 保険給付 630 円/回	:	自己負担 70 円/回
(2 割) 保険給付 560 円/回	:	自己負担 140 円/回
(3 割) 保険給付 490 円/回	:	自己負担 210 円/回

☆退所時情報提供加算 2500 円/回

- ・退所時（入院時）に医療機関へ情報提供を行う場合

(1 割) 保険給付 2,475 円/回	:	自己負担 250 円/回
(2 割) 保険給付 2,225 円/回	:	自己負担 500 円/回
(3 割) 保険給付 1,750 円/回	:	自己負担 750 円/回

☆介護職員処遇改善加算Ⅰ 介護福祉施設サービス費と各加算の合計額に 14.0%相当の加算

- ・介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金改善に充てることを目的にした加算

☆ ご契約者が 6 日以内の入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく 1 日あたりの利用料金は、下記のとおりです（契約書代 19 条、第 21 条、第 25 条参照）。なお、7 日目以降はサービス利用料金の負担はありません。

	1 割	2 割	3 割
1. サービス利用料金	2,460 円	2,460 円	2,460 円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,214 円	1,968 円	1,722 円
3. 自己負担（1-2）	246 円	492 円	738 円

※ 上記の自己負担額に併せて居住費の負担もあります。

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

◇介護保険負担限度額認定について

介護保険施設等の利用に係る費用のうち、「食費」と「居住費」は原則として自己負担となっています。ただし、所得の低い方については、施設利用が困難とならないように、市町民税非課税等の要件に該当し、負担限度額の申請、承認された方は負担限度までを自己負担し、「基準費用額」との差額は介護保険から支給されます。

対象者		区分	居住費		食費
			4人部屋	1人部屋	
生活保護受給者		利用者負担第1段階	0円	320円	300円
市町村 民税非 課税世 帯	老齢福祉年金受給者	利用者負担第1段階	0円	320円	300円
	課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	利用者負担第2段階	370円	420円	390円
	上記第2段階以外の方（課税年金収入が80万円超120万円以下の方など）	利用者負担第3段階①	370円	820円	650円
	年金収入等120万超える方	利用者負担第3段階②	370円	820円	1,360円
上記以外の方		利用者負担第4段階	855円	1,171円	1,445円

※（1日あたり）

ご利用者が、入院又は外泊された場合は、6日目までは上記の負担（限度額）となり、7日目より通常の負担となります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

② 理髪・美容

[理髪サービス]

月に2回理・美容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり1,600円（調髪）

③ 貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。

詳細は、以下の通りです。

○ 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○ お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑

○ 保管管理者：施設長 原野 裕子

○ 保管担当者：事務主任 古賀 幸

○ 出納方法 : 手続きの概要は以下の通りです。

- ・ 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
 - ・ 保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- 利用料金 : 無料

④ レクリエーション

ご契約者の希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。

利用料金 : 無料

※ 但し、個人的に使用される場合は、費用をご負担いただきます。

⑤ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

利用料金 : 10 円/枚

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

購入代行については無料です。

※ 嗜好品（お菓子類・果物等）や衣類・家電製品においても購入代行可能です。
おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦ 契約書第 22 条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

1 日あたり:855 円（多床室） 1,171 円（個室）

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 6 条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 窓口での現金支払

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：佐賀銀行・郵便局

(4) 入所中の医療の提供について

施設は、入所者の病状の急変に備えるため、あらかじめ要件を満たす協力医療機関を定めています。医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

- ① 入所者の病状が急変した場合において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を確保していること。
- ② 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。
- ③ 入所者の病状が急変した場合において、施設の医師又は協力医療機関の医師が診察を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

協力医療機関

医療機関の名称	徳富医院
所在地	佐賀県小城市芦刈町三王崎 316-3
診療科	内科・産婦人科・小児科・麻酔科

協力歯科医療機関

医療機関の名称	副島歯科医院
所在地	佐賀県小城市芦刈町三王崎 326-8
診療科	一般歯科・口腔外科・予防歯科・小児歯科・インプラント

6 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。（契約書第 16 条参照）

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 17 条、第 18 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 2 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して長期にわたり病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合

⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護医療院等に入院した場合

⑦ ご契約者及び後見人並びに家族等が事業者や事業所の職員に対して禁止行為を繰り返す等、契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、事業者は、文書で契約を通知することにより、即座にサービスを終了することができます。

※サービス利用にあたっての禁止行為

- ・事業者の職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- ・パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、ケアハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為
- ・サービス利用中にご契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること

※ 契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第 21 条参照）
当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、短期入院の場合

1 ヶ月につき 6 日以内（連続して 7 泊、複数の月にまたがる場合は 12 泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。1 割 246 円/日、2 割 492 円/日、3 割 738 円/日

② 7 日間以上 3 ヶ月以内の入院の場合

3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合、退院時に施設の受け入れ準備が整っていない場合は、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

② 3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第 20 条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※ご契約者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として介護保険から給付される費用の一部をご負担いただきます。

7 残置物引取人（契約書第 23 条参照）

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。当施設は、「残置物引

取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

8 虐待防止措置

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止責任者を選定しています。
- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 虐待防止委員会を設置しています。
- (4) 職員に対して、虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。
- (5) 成年後見制度の利用支援を行います。

9 事故発生の防止及び発生時の対応

当施設は、事故の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 事故が発生した場合の対応・報告の方法が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。
- (3) 事故発生の防止のために委員会及び従業者に対する研修を定期的を実施します。
- (4) 事故発生の防止及び発生時の対応を適切に実施する為の担当者を設置します。
- (5) 福祉施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに当該入所者の家族及び市町村等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (6) 福祉施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入します。

10 苦情の受付について（契約書第 28 条参照）

- (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付担当窓口（特養部）

介護支援専門員 三浦 兼護 生活相談員 屋敷 厚子

- 苦情受付責任者

施設長 原野 裕子

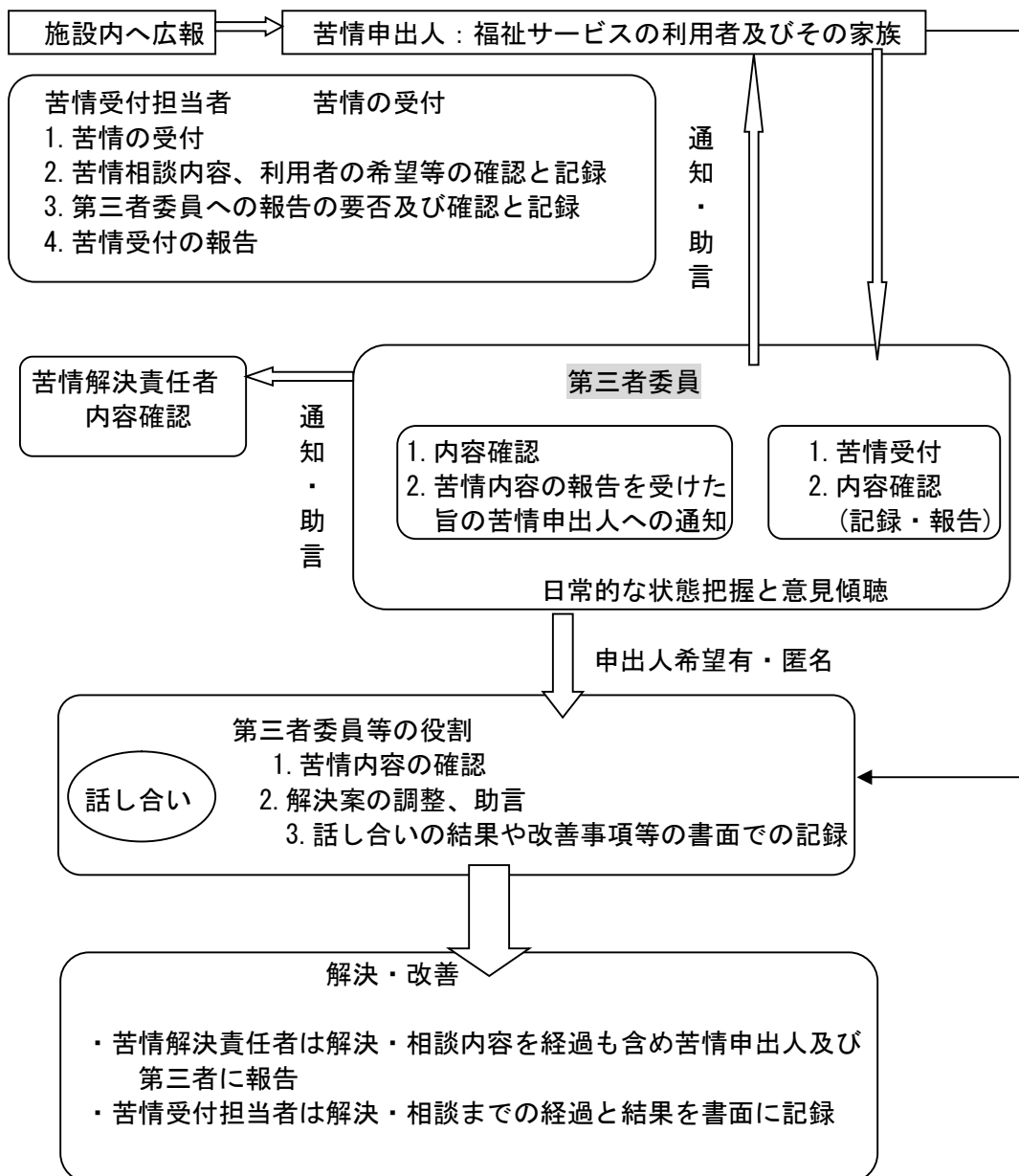
- 受付時間 8：30 ～ 17：30

また、苦情受付ボックスを玄関ホールに設置しています。

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

① 佐賀県国民健康保険連合会 介護保険室	電話番号：0952-26-1477 F A X：0952-26-6123
② 佐賀中部広域連合	電話番号：0952-40-1111 F A X：0952-40-1165
③ 杵藤地区広域市町村圏組合	電話番号：0954-69-8222 F A X：0954-69-8200

苦情解決の手順



<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上2階
- (2) 建物の延べ床面積 3,492 m²
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護] 佐賀県 4171300108 号 定員 15 名

※ 介護 令和3年5月8日指定更新

※ 介護予防 令和3年5月8日指定更新

[通所介護事業] 佐賀県 4171300108 号 定員 25 名

※ 介護 令和3年5月8日指定更新

[日常生活支援総合事業]

※ 介護予防通所介護 令和3年5月8日指定更新

相当サービス

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

介護職員

契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員

契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員

主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

介護支援専門員

契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。生活相談員が兼ねる場合もあります。

機能訓練指導員

契約者の機能訓練を担当します。

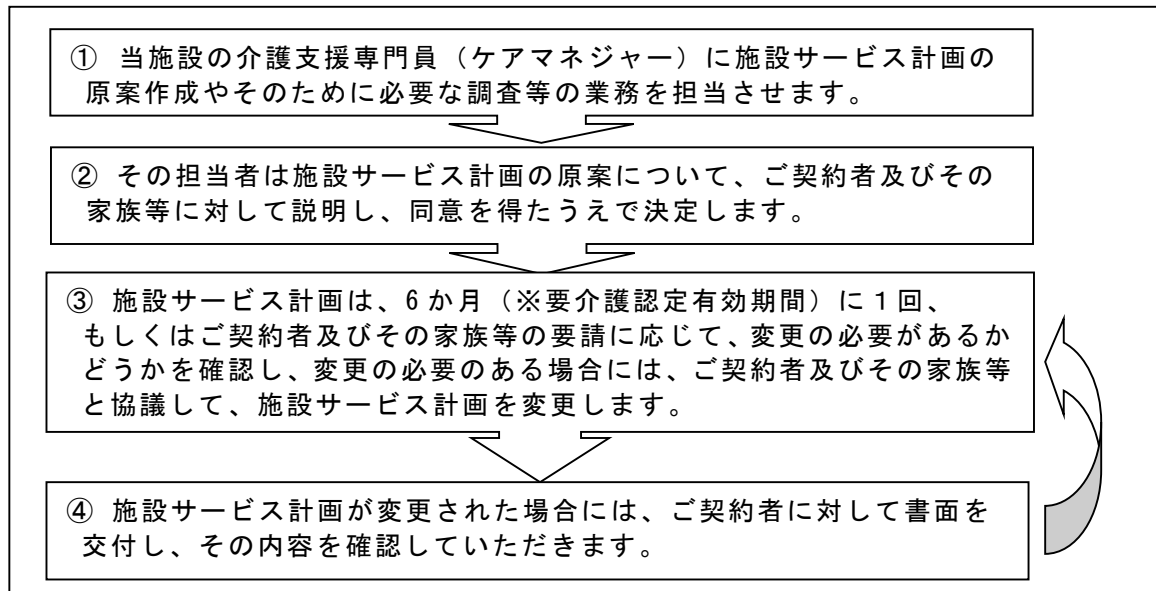
医師

契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

3 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。



4 サービス提供における事業者の義務（契約書第8条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、ご契約者から聴取・確認します。
- ③ 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに非常災害に備えるため、契約者にたいして定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するための措置として緊急やむを得ない場合には、安全対策委員会を中心に十分に検討を行い、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合にのみ、ご契約者及びご家族への説明同意を得て行うものとします。身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に身体拘束を解除ができるようにします。

- ⑤ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑥ 事業者は、契約者の心身の状況を適宜代理人等に報告するとともに、要介護認定の更新等により、契約者の要介護度が変更された場合には、速やかに代理人等に通知することとします。
- ⑦ ご契約者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供について記録を作成しそれを 2 年間保管し、契約者等の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- ⑧ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
- 但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

- 日常生活必需品 ○ 介護用具
(車いす・マット・自助具) (衣類・化粧用具・寝具等)
- 娯楽用品
(テレビ・ラジオ)

(2) 面会

面会時間 9:00～16:00 (11:00～14:00 を除く) 15 分程度

※ 前日までに予約。

※ 来訪者は、その都度面会者カードに記載下さい。

※ なお、来訪される場合、動物・昆虫等の生き物やその他、日常危険と考えられる物品の持ち込みはご遠慮下さい。（菓子類で手作りの物は禁止しています。）

(3) 外出・外泊（契約書第 25 条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、1 ヶ月につき連続し 7 泊、複数の月をまたがる場合には連続して 12 泊以内とさせていただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5 (1) に定める「食事の負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 11 条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又は僅かな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

決められた場所以外での喫煙はできません。

6 損害賠償について（契約書第 13 条、第 14 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌（シジャク）して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

1 1 第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から以下の通り評価を行っています。

実施の有無	無
実施した直近の年月日	—
第三者評価機関の名称	—
評価結果の開示状況	—

社会福祉法人六親福祉会個人情報保護規程に関する個人情報取扱業務概要説明書

社会福祉法人六親福祉会個人情報保護規定第5条の規程に基づく個人情報の種類等についての規定は、下記のとおりである。

対象事業：①介護老人福祉施設事業 ②短期入所生活介護事業（予防）

③通所介護事業・日常生活支援総合事業（介護予防通所介護相当サービス）

個人情報の種類 （本法人（事業）にかかわって 取得・利用する個人情報）	・基本情報（氏名、生年月日、住所、健康状態、職歴、家族状況、その他の利用者や家族等に関する個人情報） ・サービス提供の記録（ケア記録、介護日誌、業務日誌） ・身体拘束に係る記録・苦情内容等の記録 ・施設サービス計画・アセスメントの結果の記録・モニタリングの結果の記録
個人情報の利用目的	本法人におけるサービスの提供を適正かつ円滑に行い、利用者の介護サービスの向上を図ることを目的とする。 施設長の管理のもとに保管するとともに、コンピューターに入力し上記利用目的に沿った利用を行う。また、必要に応じ本法人利用者のサービス利用等のため、外部への提供を行う。 （１）内部での利用 ・介護サービスの利用者等に提供する介護サービス ・介護保険事務 ・介護サービスの利用者にかかる事業所等の管理運営業務のうち、 － 入退所等の管理 － 会計・経理 － 事故等の報告 － 当該利用者の介護サービスの向上 （２）外部への提供 ・介護サービスの利用者提供に提供する介護サービスのうち、 － 当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答 － その他の業務委託 － 家族等への心身の状況説明 ・介護保険事務のうち、 － 保険事務の委託 － 審査支払機関へのレセプトの提出 － 審査支払機関又は保険者からの紹介への回答 ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等 （３）上記以外の内部での利用 ・介護関係事業者の管理運営業務のうち、 － 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料 － 介護保険施設において行われる学生の実習への協力 ・サービス提供困難時の事業者間の連絡、照会等 （４）その他 ・利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知 ・利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等 ・市町村による文書等提出等の要求への対応 ・厚生労働大臣又は県知事による報告命令、帳簿書類等の提示命令等への対応 ・県知事又は市町村長による立入検査等への対応 ・市町村が行う利用者からの苦情に関する調査への協力等 ・事故発生時の市町村への連絡
個人情報の利用・提供方法	
個人情報保護担当者	施設長 原野 裕子
苦情対応担当者	① 介護支援専門員 三浦 兼護 ②生活相談員 屋敷 厚子 ③ 生活相談員 嘉村 仁志